

コスモスだよ!

コスモス法律事務所

- 住所
〒860-0081
熊本市中央区京町本丁8番28号
- 電話番号
096-351-8585
- FAX
096-351-8595



秋の江津湖 撮影 矢澤 利典

明けましておめでとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、日本においては発生が少なく、その状態は割と安定しているようですが、世界の国を見渡せば、感染拡大の状況が見られ、日本においても今後オミクロン株など新型コロナウイルス感染症の感染爆発の危険性があると思われます。今後も気を引き締めて感染対策を行い、業務を遂行したいと思います。本年もよろしくお願い申し上げます。

2022（令和4）年正月
コスモス法律事務所 弁護士・事務局一同

民法改正と連帯債務・連帯保証



弁護士 塩田直司

住宅ローンや高額な商品を買うような場合に連帯債務者になったり、連帯保証人になったりする場合があることはご承知だろうと思います。

ただし、その法律効果についてはなかなか難しい問題もありますので、民法改正の問題を含めて、その効果のお話をします。

改正前民法の連帯債務については、債務者の1人に発生した効果が他の連帯債務者にも及ぶという効果が多数ありました。これを連帯債務における絶対効と称していました。例えば改正前の民法では連帯債務者の1人に対する請求は他の連帯債務者にも及ぶとされていました。この意味はどういうことかと言いますと、例えば連帯債務者の1人に対して債権者が裁判上の請求をすると、他の連帯債務者の消滅時効の進行も止まるという効果があったのです。その他にも連帯債務者の1人について消滅時効が完成したときには、他の連帯債務者は消滅時効が完成した連帯債務者の負担部分について、その支払の義務を免れるとされていました。

しかし今回の改正された民法では基本的に1人の連帯債務者に起きた効果は他の連帯債務者には及ばないと決めました。例えば、連帯債務者の1人に対する請求は他の連帯債務者に及ぶとして法律条項は削除され、連帯債務者の1人に対する請求は他の連帯債務者に効力は及ばないこととなります。従って、連帯債務者の1人に対して裁判を起こしても、他の連帯債務者の消滅時効は進行することになるのです。また連帯債務者の1人に消滅時効が完成した場合に、その連帯債務者の負担部分について他の連帯債務者も支払の義務が免れるとされていた規定も削除されましたので、たとえ連帯債務者の1人に消滅時効が完成しても、他の連帯保証人には全額の請求ができるようになりました。今回の法改正は、債権者が債権の満足をえられる場合に、その効果が全体に及ぶようにして、それ以外は他の連帯保証人には及ばないとしてのです。

また連帯債務と似たような契約として、連帯保証というものがあります。連帯保証については、債権法改正の保証制度というところで、コスモス便り2020年1月号に書いて、ホームページ上にアップしておりますので、興味のある方はそちらをお読みいただければと思います。

連帯債務と連帯保証の連帯という観点でお話するとすれば、主債務者に対する請求は連帯保証人に及ぶのか、連帯保証人に対する請求は主債務者に及ぶのか等といった問題かと思えます。改正前は連帯債務者の1人に対する裁判上の請求の効果が他の連帯債務者に及ぶ規定が連帯保証の場合にも準用されていましたので、連帯保証人に対する裁判上の請求は主債務者にも及ぶ状態でした。しかし、今回の改正で、連帯債務者の1人に対する請求は他の連帯債務者に及ばないことになりましたので、連帯保証人に対する裁判上の請求も主債務者に効果が及ばないことになりました。但し、主債務者に対する裁判上の請求は、保証債務の附従性から連帯保証人に及ぶことと混同はしないようにしなければなりません。

連帯債務や連帯保証の効果は負担部分などの問題もあり、法的効果が別れていますが、憶えていただきたいことは、連帯債務や連帯保証の債務の発生時期が何時かということです。今回の改正法の施行日は2020（令和2）年4月1日です。その施行日以前に債務が発生したものは旧法の例によると附則に定められています。そこで、何時ご自身の債務が発生したかが重要になるからです。

～社会におけるSDGsの意義～



弁護士 矢澤 利典

1. はじめに

前号では、コスモス便りでSDGsをテーマにしましたが、昨年の1年で、県弁護士会全体でもSDGsに関わる活動が広がりましたので、前号に引き続き同じテーマにしたいと思います。

2. SDGsと日本の達成度

「SDGs」は、昨年から特に様々なメディアで取り上げられ毎日のように聞くようになりました。これは2015年に国連で採択された、持続可能な世界を目指す2030年までの国際目標です。ここでは、貧困、教育、性別、水、エネルギー、労働、気候、陸や海など、今後、世界が持続してゆく上で必要な課題をテーマ（17のゴールといいます。）にしています。

ここ3年の世界における日本の達成度ランキングを見てみると、2019年が15位、2020年が17位、2021年が18位で推移しています。北欧やヨーロッパ各国が上位にきており、アジアでは日本が最上位です。

日本における17のゴール別の達成度を見ると、教育、インフラ・産業化、平和という項目で目標を達成し、他方で、ジェンダー、気候変動、海上資源、陸上資源の分野で大きな課題が残っています。

3. 弁護士会の取り組み

SDGsの目指すところは、「誰一人取り残さない持続可能な社会の実現」ですが、これは弁護士会の活動目的と一致します。

そこで、今年、熊本県弁護士会でも、組織内にある関連する13の委員会・プロジェクトチームからメンバーを募り、SDGsプロジェクトチームを設置しました。私も、公害環境委員会の一員として、このプロジェクトチームに参加しています。

国や県のSDGsに関連する制度に登録を済ませ、今後は、同じように取り組む団体と連携しながら、啓発活動を進めてゆきたいと思います。

4. 今後の社会について

今後国内では、様々な社会貢献がSDGsという共通言語によって集約・整理され、SDGsという視点から社会への貢献度が測られてゆくと思われれます。

なので、自治体や様々な企業を含めて社会的責任のある団体は、よりSDGsを学び、実践し、これを対外的に分かりやすく知らせることを意識してゆくこととなります。この取り組みができているか否かが、その団体の評価に繋がるからです。

このように表現すると何か重い責任のようにも思えますが、逆に言えば、様々な利害をもつ団体同士がSDGsという共通言語で理解し合い、それぞれの活動をより円滑に進めてゆくツールになると思います。

この理念が、今年より社会に広まってゆくことで、一人一人を大切にする社会、今後も持続、永続してゆく社会の実現に一步でも近づけばと思っています。

被害者の情報を守る (起訴状の匿名化に向けて)



弁護士 高木 百合香

性犯罪というと、暗闇でいきなり・・・というイメージがある方が多いでしょう。

しかし実際は、顔見知りからの被害の方が多いということは、知っておきたいところです。

とはいえ、見ず知らずの加害者から犯罪の被害に遭うことも、全体の3割ほどあります。

そのようなとき、被害者は自分のことを加害者たちに知られてしまうのでしょうか。

今回は、“被害者の情報を守る”という視点でまとめてみます。

1. 被害者の告訴なく裁判にできます

以前のコスモスだよりでも書きましたが、強制わいせつ罪や強制性交（旧 強姦）罪等の性犯罪は、以前は被害者からの告訴がなければ裁判できませんでした。

裁判による被害者の負担から、被害者の意思を尊重するという趣旨でした。

しかし告訴そのものが、被害者への負担となります。

つまり、人はものごとを選択することそれ自体に負担（ストレス）を抱えます。そのため、性犯罪の被害に遭ったことプラス、告訴をするか否かの選択が必要であれば、被害者の負担はますます大きくなるわけです。

情報という面でいうと、被害者は、見ず知らずの加害者に自分のことを何一つ教えたくないにもかかわらず、告訴という、加害者の逆恨みを買いかねない事実を、加害者にも分かる形で表明しなければ、刑事裁判にかけることはできないのです。

そこで平成29年の刑法改正で、被害者に告訴するかを選択を迫ることなく、性犯罪の起訴ができるようになりました。

2. 被害者の氏名などを明らかにしない措置、 遮へい措置で守られます

実際に裁判になると、加害者の刑事裁判で、被害者の情報（氏名、年齢だけでなく、

被害場所から出身の学校や生活圏が推測されることもあります）や被害者自身が公判廷に出てくることがあります。そして公判廷は、一般国民が傍聴できます。

傍聴は「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」という憲法82条1項のため、つまり裁判官の裁判が正当に行われているかを国民が監視するためのものですので、これ自体は非常に重要な、なくしてはならない制度です。

ただ、こと被害者の視点になると、公判廷で自分のことを晒されることとなり、一般の人に知られるわけで、平静ではられません。

そのため、裁判の中で被害者の情報を明らかにしない措置や、被害者が公判廷で証言するときに、「塀(へい)」で遮って被害者の姿を加害者や傍聴人から見られないようにする措置で、被害者の情報や姿かたちは守られます。

3. 起訴状の匿名化を検討されています

実は、被害者の氏名や年齢などの情報はこれまで、裁判を受ける加害者に知られていました。

刑事裁判を受ける加害者には“起訴状”が渡されます。そして起訴状では、具体的な犯罪事実（訴因）を記載し、できる限り日時、場所及び方法で特定されますが、被害者の氏名も特定のために重要なこととして、慣例的に起訴状に記載されてきたわけです。

また、逮捕状・勾留状にも、同じように犯罪事実の特定のために被害者の氏名等が記載されてきました。

例えば強制わいせつの起訴状には、公訴事実として、

「被告人は、歩行中の高木百合香（当時39歳）に強いてわいせつな行為をしようと企て、熊本市中央区京町本丁・・・において（以下略）」

と記載されていました。これにより、見ず知らずの加害者に、被害者の氏名や被害当

時の年齢などが知られてしまうのです。昭和初期ならまだしも、インターネットが発達した現在では容易に特定されかねず、被害者にはその恐怖が付きまとうことは想像に難くありません。

そこで、被害者に関する情報を加害者から保護するための、起訴状に被害者氏名を記載しない法改正が検討中で、令和3年9月に法制審議会から法務大臣に答申が出されたところです。

この場合に、どのように被害者を特定するのかですが、被害者当時の服装や持ち物、通っている学校や勤務先などが考えられます。

そう考えると、まったく秘匿できるわけでもありません。幾ばくかの被害者に関する情報は知られてしまうという刑事裁判の必然は払拭できませんが、氏名に比べれば特定の具合は和らぎます。見ず知らずの加害者から被害に遭った場合には、被害者の情報を守る一助になることは間違いありません。

4. さいごに

前回、コスモスだよりで刑法改正について執筆してから3年が経ち、被害者のための制度はさらに充実してきました。

今後も、被害者の声を拾い上げ、将来の被害者のため、充実した制度が広がることを願います。

本年もどうぞよろしく お願い申し上げます。



事務員 有木 紀子

コロナが収まった昨年11月に娘たちの住む名古屋に初めて行きました。移動中はkindleで本を読み、グーグルを頼りに改札から地下鉄に乗り換え、娘たちにラインで状況報告。終始スマホが手離せません。ふと顔を上げると、向いに座った人全員がうつむいてスマホをいじっていたのです。なるほど『スマホ脳』なる本が売れるわけです。たとえ脳や体がデジタル社会に適應できていなくても、進化は止まりません。せめてスマホが誰かを傷つける道具になりませんように。

事務員 高森佐知子

ロアツソ熊本が優勝でのJ2復帰です！！令和3年を締めくくる、とても嬉しいニュースでした。また、C&Kの熊本城ホールでのライブへ初参戦しました。自分の席の範囲から出てはいけない、大きな声を出してはいけない等コロナ規制のある中でしたが、様々な工夫がされており、大いに盛り上がる素敵なライブでした。もちろん私もノリノリで、数日後の筋肉痛は大変でした。令和4年も楽しみの多い一年になりそうです！

事務員 中道 美保

今年は寅年です。干支は十干（甲・乙・丙・丁・戊・己・庚・辛・壬・癸）と、十二支の組み合わせでできているので、正確な干支は壬寅（みずのえとら）だそうです。どういう意味があるのでしょうか？十干の壬は、陽気を下に宿すという意味で、十二支の寅も壬と同様に、草花が伸びようとする状態を表し、壬寅は生命が誕生し伸びていくような年になりやすいと言われているそうです。良い年になりそうですね。

来年こそは、コロナが終息して、寅さんのように旅ができる年になればいいですね。

事務員 廣石由美子

デジタル庁が発足しましたね。誰一人取り残さないデジタル社会の実現のため、各分野において取組を進めているそうです。

コロナ禍で、デジタル化が進み、私たちの生活は大きく変化してきました。

リモートワークが当たり前になり、ペーパーレス化や印鑑レス化も進みました。

裁判所も、IT活用によるペーパーレス化に向けて動き出しています。紙や印鑑がなくなる日も、そう遠くないのかもしれませんが。

そして私はというと、最近ようやくPayPayはじめました。便利ですね。

私も取り残されないようにしたいです。

コスモス法律事務所

●住所／〒860-0081 熊本市中央区京町本丁8番28号

●電話番号／096-351-8585 ●FAX番号／096-351-8595

●電話受付時間／月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時(但し、FAXは24時間受付)

●備考／ご相談の際は、必ず電話での予約をお願いします。

●ホームページ <http://www.cosmos-law.com/>